

# 食品添加物一日摂取量調査

資料3-2  
添加物部会  
令和6年11月28日

## ◆ マーケットバスケット方式

### 目的

- 食品添加物を実際にどの程度摂取しているかを把握し、食品添加物の安全性を確保する
- ADI（許容一日摂取量）を超過するおそれがないかどうかを確認する（仮に安全性上問題となるような結果が明らかとなった場合には、食品添加物の基準を改正するなど必要な措置を講じる）

### 方法

スーパー等で売られている食品を購入し、その中に含まれている食品添加物量を分析し、その結果に消費者庁(\*)で実施した食品摂取量調査に基づく食品の喫食量に乗じて摂取量を求める（\*令和5年度までは厚生労働省）

### 調査実施状況（直近10年）

調査年度	調査品目
平成24年度	保存料等
平成25年度	酸化防止剤等
平成26年度	〈小児〉甘味料、保存料、着色料等
平成27年度	甘味料
平成28年度	保存料等
平成29年度	酸化防止剤等

調査年度	調査品目
平成30年度	〈小児〉甘味料、保存料、着色料等
令和元年度	甘味料
令和2年度	保存料、着色料
令和3年度	酸化防止剤等
令和4年度	〈小児〉甘味料、保存料、着色料等
令和5年度	甘味料、保存料、着色料等

# 対象品目の選定について

- 摂取実態に関して関心が高いと考えられる添加物群（甘味料、保存料、着色料、酸化防止剤等）について調査を行う。
- 各添加物群のうち、ADIが設定されており、多く使用されているものや特に摂取実態の把握が重要であると考えられるもののうち、分析法が確立している品目を選定している。

## 各グループの選定例

- 甘味料：アスパルテーム、アセスルファムカリウム、アドバンテーム、グリチルリチン酸、サッカリン、スクラロース、ステビア抽出物、ネオテーム
- 保存料：安息香酸、ソルビン酸、デヒドロ酢酸、亜硫酸塩類、パラヒドロキシ安息香酸エステル類、プロピオン酸
- 着色料：β-アポ-8'-カロテナール、カンタキサンチン、食用タール色素、ノルビキシン、ビキシン
- 酸化防止剤：エチレンジアミン四酢酸塩、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール、没食子酸プロピル、トコフェロール類
- 発色剤：亜硝酸塩、硝酸塩
- 防かび剤：アゾキシストロビン、イマザリル、オルトフェニルフェノール、ジフェノコナゾール、チアベンダゾール、ピリメタニル、フルジオキシニル、プロピコナゾール
- その他：プロピレングリコール、オルトリン酸、縮合リン酸塩